

下松財第34号  
令和3年10月4日

各部課等の長 様

下松市長 國 井 益 雄

### 令和4年度予算編成に関する基本方針

わが国の経済の先行きは、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあり、月例経済報告では、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進する中で、各種施策の効果や海外経済の改善もあって持ち直しの動きが続くことが期待されているものの、一部では弱さがみられ、今後も感染の動向が内外経済に与える影響を十分注意する必要があるとされております。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2021～日本の未来を拓く4つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地域創り、少子化対策～」において、ポストコロナ後のビジョンを示し、この4つの原動力の推進に取り組んでいくほか、財政の健全化に向けてこれまでの歳出の改革を継続していくこととしております。

本市においては、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を背景に、市税や地方交付税等の一般財源の伸びは期待できない状況にあり、不透明な社会経済情勢が続くものと予測されます。

一方、近年の自然災害や感染症等の危機管理への対応やコロナ時代を見据えたデジタル化等の推進など、新たな行政需要や社会経済環境の変容は避けがたく、さらに少子高齢化等の社会問題や地域活性化への課題を着実に前進させるためには行財政基盤の安定・強化と「選択と集中」による行財政運営が求められます。

本年度は、総合計画や総合戦略を着実に推進するとともに、最重点政策として掲げた「暮らしの安全・安心対策の充実・強化」、「産官民による魅力あるまちづくりの推進」の実現に向けて、市民の皆様方が住みよさを実感できる取組みを、官民協働の「オール下松」で鋭意進めてまいります。

予算編成にあたっては、将来にわたって持続可能な行財政運営を実現するため、「財政構造の見直し指針」に基づいた収支均衡のとれた歳出・歳入構造改革を実践するとともに、各部局内では、事業の優先度や必要性、効果を検証した上で、既存の事業等の整理、統合、大胆な見直し等を図るなど、行政コストの低減や新たな財源確保など、改革意識を持った予算編成となるよう期待しております。

## 歳入・歳出予算の編成に関する事項

### 1 当初予算全体の考え方

(1) 本市の人口は微増傾向が続いているものの、将来的な人口減少を起因とする市税をはじめとした一般財源の減少に備える必要がある。新型コロナウイルス感染症の影響により税収の減少が見込まれる中、更なる高齢化の進行による社会保障関係経費の増加、公共施設やインフラの老朽化対策に要する費用の増加などにより、財政運営は一層厳しさを増すことが予想される。

職員一人一人が常に事業の費用対効果を意識し、委託事業を含めた既存の事業等の整理、統合、大胆な見直し等を行い、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立に向け積極的に取り組むこと。

(2) 令和4年度は、「財政構造の見直し指針」を計画的に進めるため、歳出対策（一般財源ベース）として、構造的（経常的）な歳出対策分1億円、臨時的な歳出対策分5千万円の計1億5千万円の削減を行い、財源不足額の抑制に努める必要がある。各部課等の予算要求においては、事務事業の整理・見直し、物品調達方法の工夫などによる経費の削減を図り、可能な限り、前年度予算の一般財源5%を削減して要求すること。

(3) 各部課等においては、コスト意識を念頭に、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを心掛け、事業の効果や必要性、優先度等を見極め、「選択と集中」の視点で事業を厳選し、必要費用を精査した上で要求を行うこと。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止・未執行となった事業は、事業見直しの契機ととらえ、事業の見直しを検討すること。

(5) 行財政改革の一環として、行政サービス体制（職員の配置等）の見直しも必至であるため、各部（局）内において、組織の見直しや事務の簡素化について積極的に取り組むこと。

(6) 総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、実施計画や各種計画に採択された事業であっても、その予算化に際しては、各計画との整合を図り、事業の必要性・緊急性など内容を精査するとともに、後年度の財政負担等を十分検討し、優先度を付した上で計画的に要求すること。

(7) 各施設の修繕や改修等については、総合的なマネジメントの視点から、その効果や必要性、優先度等を見極め、必要に応じ、各施設の必要性や施設の廃止、集約化・複合化、地元への移管などを検討すること。

(8) 「暮らしの安全・安心対策の充実・強化」、「産官民による魅力あるまちづくりの推進」の実現に向け、市民が住みよさを実感できる取組みについて、ソフト事業を中心として積極的に要求すること。

また、産官民が協働し、それぞれが培った知識や技術等を生かし、まちづくりを進める仕組みの構築を検討すること。

(9) 国の重点施策である自治体DXの推進や行財政改革の一環として取り組んでいる押印廃止等を踏まえ、行政手続きのオンライン化や内部事務の効率化などの取組みを検討すること。

その際には、機器の維持管理費や更新料など、新たに一般財源を要することが予測されるため、将来にわたるシステムの維持管理に要する経費の把握に努めるとともに、費用対効果や事業の継続性等を十分検討した上で要求すること。

(10) 予算要求等の提出書類については、別紙「令和4年度当初予算要求書等の提出について」を参照のこと。

## 2 歳出予算

(1) 各部課等において事務事業の必要性を評価した上で、ゼロベースからの積み上げを基本に予算編成を行うこと。

(2) 予算の不用額や流用状況等を分析し、予算削減に努めること。また、多額の不用額や年度途中の流用等が生じないように、適正な額を見積もること。

(3) 事業等の整理、統合、大胆な見直し等を行うとともに優先順位を洗い出し、投資効果の薄れた事業や参加者の少ない事業などは厳しく精査し、事業終了期間の明確化、事業の廃止、統合、縮小により一般財源の確保に努めること。

(4) 新規事業は、必要性・有効性について十分検討し、当該事業に係る費用と得られる効果を明確にしたうえで要求すること。

(5) 民間等へ委託している計画策定等の業務は、委託による経費節減、事務の効率化の観点から再度検討したうえで要求すること。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策経費（消耗品費等）については、「新型コロナウイルス感染症対策費」でまとめて計上するため、各課の費目とは分けること（別途通知）。ただし、国等の補助制度があるものや政策的な経費については、各課で予算計上すること。

### 3 歳入予算

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、今後の社会経済動向や制度改正の見通しなどに十分注視し、財源的に的確に把握しつつ、適切かつ厳正に収入確保に努めること。
- (2) 従来、一般財源で対応していた事務事業についても、活用できる補助制度の有無を十分検討し、国・県の補助制度を有効に活用すること。また、各種団体が行っている助成制度の情報収集に努め、積極的に活用すること。
- (3) 広告料収入やネーミングライツなど、新たな収入の確保についても積極的に検討すること。
- (4) 市税については、課税客体的に的確な把握に努めるとともに、自立した財政運営の確立と負担の公平性の観点から、収納率向上や滞納額の縮減に努めること。市税以外の未収・滞納金についても同様であること。
- (5) 地方譲与税、地方交付税、地方消費税交付金等の交付金については、国の地方財政計画及び制度改正等を十分勘案の上、積算すること。
- (6) 分担金及び負担金、使用料及び手数料については、受益者負担の原則に立ち、適正な負担の確保に努めること。
- (7) 国・県支出金については、国や県の予算情報の収集に努め、動向について的確に把握したうえで、適切な対応を図ること。また、新たに事業を実施する場合は、補助事業を安易に受け入れた結果、多額の一般財源の持ち出し要することがないように、緊急性やその効果等を十分検討した上で要求すること。
- (8) 予定された国・県支出金が不交付などの措置がとられた場合は、事業の見直しや廃止を検討すること。
- (9) 財産については現状を的確に把握し、土地等の未利用財産について貸付や売却処分により、有効活用を図り、収入の確保に努めること。

### 4 特別会計

- (1) 特別会計については、一般会計と同様に歳入においては適正な収入確保に努めるとともに、歳出においても事業見込み等を的確に把握し、計画に基づいた繰出金となるよう見積ること。

(2) 特に、医療・介護等の特別会計については、給付費の適正化に向け、予防的視野に立ち、市民の健康維持増進に努める施策の推進を図るとともに事業の優先度並びに施策効果を検証すること。